

唐招提寺照遠の著作と生涯

西山明範

はじめに

戒律の復興が叫ばれた鎌倉時代の南都において、『梵網經』と南山大師道宣（五九六―六六七）三大部（『行事鈔』『戒本疏』『羯磨疏』）、そして、それらの注釈書である太賢（生没年未詳）『古迹記』と大智律師元照（一〇四八―一一一六）三大部（『資持記』『行宗記』『濟緣記』）の盛んに研鑽されたことはよく知られている。とりわけ、当時の唐招提寺においては、これら典籍が盛んに研究されており、今日には、宗円照遠（一三〇二―？）の『述迹抄』五卷や『資行抄』『警意抄』『顯緣抄』（以下、照遠三大部）都合六十五巻といった複注が伝わっている。

これら照遠の著作は、中世唐招提寺の教学を伝える貴重な資料として、かねてより研究者の注目を集めているのだが、現状として、これらを直接に扱った先行研究はあまりに少ない。その主な原因としては、各種叢書に収録される『述迹抄』『資行抄』の翻刻に誤字の散見することや、『警意抄』『顯緣抄』のいまだ翻刻されていないことを挙げることができる。そして何より、現存する関連写本を扱おうにも、それらの所蔵先等に関する包括的な研究のないことが、照遠研究の初動を遅らせている。

そこで本稿は、今後の照遠研究、ひいては中世唐招提寺の教学研究に資するべく、以下に『述迹抄』や照遠三大部に関する諸情報を概説し、さらには、調査の過程で新たに明らかとなった照遠の著作や足跡について紹介しようと思う。

一 『述迹抄』五卷について

中世南都の律僧が、『梵網經』の注釈書として太賢『古迹記』を重用したことは、示観国師凝然（一二四〇～一三二二、戒壇院中興二世・唐招提寺第二十八世）『律宗瓊鑑章』卷六にある以下の文章からもよく知られている。

南門律師、多く太賢の古迹を用う。学者之を翫い、各に鈔記を作る。（南門律師、多用太賢古迹。学者翫之、各作鈔記。）⁽¹⁾
とりわけ、当時の唐招提寺においては、『律宗瓊鑑章』卷六に、

貞慶上人、昔招提寺の和上影堂に於いて、最初に太賢の梵網經古迹を講ず。爾る自り已後、彼の寺の貫首、毎年講談して今に絶えず。（貞慶上人、昔於招提寺和上影堂、最初講太賢梵網經古迹。自爾已後、彼寺貫首、毎年講談于今不絶。）⁽²⁾
とあるように、同寺御影堂における解脱房貞慶（一一五五～一二二三、唐招提寺第十九世）の『古迹記』講談以降、貫首による『古迹記』講談が毎年の恒例となるほど、『古迹記』の研鑽が盛んであった。

当時の唐招提寺における『古迹記』の解釈を伝えた資料に、照遠が『古迹記』卷下を複注した『述迹抄』五卷がある。この『述迹抄』が唐招提寺義を伝える根拠は、照遠が卷五の奥書において、

嘉暦元年十一月八日、勢州の大福寺に於いて覚也大徳の講席に列し、先師の談旨に任せて此の要詞を記す。然而れども十門以後の懸談未だ終らずして彼の大徳忽ち没す。故に撫心の痛み比類無きものか。同嘉暦三年六月三日、南都の唐招提寺に於いて覚慧大徳の講会に望み、又続けて此の抄を記す。両師の講に属して一部の功を終わるのみ。⁽³⁾

又正慶元年十月四日より同二年三月二十二日に至り、重ねて潤色を加え此の述迹抄五卷を記す。（嘉暦元年十一月八日、於勢州大福寺列覚也大徳之講席、任先師談旨記此要詞。然而十門以後懸談未終彼大徳忽没。故撫心痛無比類歟。同嘉暦三年六月三日、於南都唐招提寺望覚慧大徳講会、又記統此抄。属両師講終一部之功者而已。又自正慶元年十月四日至同二年三月二十二日、重加潤色記此述迹抄五卷。）⁽⁴⁾

と、唐招提寺で嘉暦三年（一三二八）六月三日に開かれた禪戒覺慧（一二五八？、唐招提寺第二十九世）の講会内容等をもとに『述迹抄』を執筆したと述べる点にある。同奥書には、伊勢大福寺で嘉暦元年（一三二六）十一月八日に開かれた覺也（？、一三二六頃）の講会内容を素地とする旨も記されているが、覺也は『古迹記』巻下冒頭に説かれる十門以降、十重四十八輕戒に関する解釈を講義し終える前に急死したとあるので、『述迹抄』の実質的な骨子は覺慧の講会内容ということになる。

なお、嘉暦三年に開かれた覺慧の講会は、おそらく、凝然が伝えるところの「貫首による『古迹記』講談」に該当することから、ともすれば、『述迹抄』には覺慧の解釈だけでなく、貞慶より継承される唐招提寺の伝統的な『古迹記』解釈の含まれている可能性もある。

また、先の奥書によれば、照遠は覺也と覺慧の講会内容をもとに『述迹抄』の草案を執筆した後、正慶元年（一三三二）十月四日より正慶二年（一三三三）三月二十二日にかけてこれを加筆し、『述迹抄』五巻を完成させている。今日流布する写本は、何れもこの加筆本に相当しており、その翻刻文は『日本大藏經』巻四十一（『増補改訂日本大藏經』巻三十八・巻三十九）に収録されている。なお、収録に際しての草稿本は、京都大学附属図書館に所蔵されており、そこには、良天房英谷（陽雲、一六八三―一七四四、唐招提寺第七十世）による享保十二年（一七二七）の書写奥書⁵を確認できることから、その底本には唐招提寺の所蔵する写本⁶を用いたことが予想される。

先行研究においては、高野山金剛三昧院・東大寺・唐招提寺・東福寺靈雲院に異本のあることが報告されている。そこで、先行研究の報告を頼りに、筆者の実見を踏まえながら、以下にその残存状況をまとめてみようと思う。なお、各写本は所蔵先の五十音順で列举し、「」内に外題（あるいは首題）記載の巻数（外題と首題がともに不明の場合は当該冊数）、（ ）内に共通の対応巻数を記し、本奥書のある場合は執筆年・執筆場所・執筆者名を抜粋した。また、破損等により判読できない文字は□で囲み、その法量や書写奥書等の情報は紙面の都合上割愛した。

(一) 京都大学附属図書館本・十冊……唐招提寺乙本を底本とした、『日本大藏經』収録に際しての草稿本。「一上」「一上」、「一上」(二下)、「二上」(二上)、「二下」(二下)、「三上」(三上)、「三下」(三下)、「四上」(四上)、「四下」(四下)、「五上」(五上)、「五下」(五下)の十冊が現存。

▼「四下」(四下) 正慶二年 二月二十九日 招提寺尊舜坊東面 小比丘宗円
▼「五下」(五下) 正慶二年 三月二十二日 招提寺 沙門照遠

(二) 高野山金剛三昧院本・一冊……筆者未見。『国書総目録』に「卷一下」の報告あり。

(三) 唐招提寺甲本・四冊……「第一」(一上)、「第一末」(二下)、「第二本」(二上)、「第三末」(二下)の四冊が現存。包紙に「照遠大徳直筆」⁸⁾の墨書あり。徳田明本師の報告にある「自筆本」¹⁰⁾十冊中の四冊か。

(四) 唐招提寺乙本・十冊……筆者未見。『日本大藏經』収録本、京都大学附属図書館本の底本。

(五) 唐招提寺丙本・十冊……「一上」(一上)、「二下」(二下)、「二上」(二上)、「二下」(二下)、「三上」(三上)、「三下」(三下)、「四上」(四上)、「四下」(四下)、「五上」(五上)、「五下」(五下)の十冊が現存。

▼「四下」(四下) 正慶二年 二月二十九日 招提寺尊舜坊東面 小比丘宗円
▼「五下」(五下) 正慶二年 三月二十二日 招提寺 沙門照遠

(六) 唐招提寺丁本・十冊……「第一上」(一上)、「第一下」(二下)、「第二上」(二上)、「第二下」(二下)、「第三上」(三上)、「第三下」(三下)、「第四上」(四上)、「第四下」(四下)、「第五上」(五上)、「第五下」(五下)の十冊が現存。

▼「第二下」(二下) 正慶元年十二月 十八日 招提寺尊舜坊東面寮 小比丘宗円
▼「第四下」(四下) 正慶二年 二月二十九日 招提寺尊舜坊東面 小比丘宗円

(七) 東大寺甲本・九冊……「一」(一上)、「二」(二下)、「三」(二上)、「四」(二下)、「五」(五下)、「六」(三下)、「七」(四上)、「八」(四下)、「九」(五上)の九冊が現存。

▼「五」(五下) 一正慶二年三月二十二日「招提寺

一沙門照遠

(八) 東大寺乙本・二冊……「一」(二上)、「二」(二下)、「三」(二上)、「四」(二下)の四冊が現存。

(九) 東福寺靈雲院本・一冊……筆者未見。「第二冊」の本奥書について、岡見正雄氏の報告⁽¹⁾あり。

▼「第二冊」(三下) 一正慶二年二月十三日「招提寺尊舜坊東面 一通州⁽²⁾受比丘照遠

以下に知見を述べる。先の一覧からも明らかのように、現存する『述迹抄』五巻の写本は、何れもこれを上下に開いた十冊から構成されている。これについて、唐招提寺丙本「五上」や東大寺甲本「九」に残された、元東(生没年未詳)による応安四年(一二七二)の書写奥書には、

時に応安二二年(辛亥)七月晦日、大巻と為るに依りて暫く両巻をもて之を開く。小比丘元東。(于時応安二二年

辛亥)七月晦日、依為大巻暫両巻開之。小比丘元東。)

と、利便のために巻五を上下に開く旨が記されるので、全体が十冊に開かれたのもこの頃かと思われる。

その本奥書については、従来、『日本大藏經』収録本に巻四と巻五の本奥書あることが知られている。ところが今回、唐招提寺丁本「第二下」に次のような奥書を確認することができた。

時に正慶元年十二月十八日亥、招提寺尊舜坊東面寮に於いて、所及の異見に隨いて大概するをもて之を起こし畢わる。(于時正慶元年十二月十八日亥時、於招提寺尊舜坊東面寮、隨所及異見大概起之畢。)

この奥書に照遠の名は見えないが、『述迹抄』巻二の冒頭には、

述迹抄第二上(正慶元年十月廿七日に之を始め、同元年十二月十八日に之を終わる。)(述迹抄第二上(正慶元年十月廿七日始之、同元年十二月十八日終之。)⁽¹²⁾

と、正慶元年(一一三三)十月二十七日より十二月十八日にかけて巻二を執筆したとあるので、先の唐招提寺丁本「第二下」にある奥書は、『述迹抄』巻二の本奥書であるときて間違いない。

また、岡見正雄氏は東福寺靈雲院本「第二冊」に、

時に正慶二年二月十三日子剋、招提寺尊舜坊東面に於いて馳筆す。(中略)通州二受比丘照遠(別カ)〈通十一別八俗才三十二〉⁽¹³⁾

と、正慶二年(一三三三)二月十三日の本奥書あることを報告している。『述迹抄』卷三冒頭には、

述迹抄第三上〈正慶元年十二月廿三日に之を始め、同二年二月十三日に之を終える。〉(述迹抄第三上〈正慶元年十二月廿三日始之、同二年二月十三日終之。〉)⁽¹⁴⁾

と、正慶元年(一三三三)十二月二十三日より正慶二年(一三三三)二月十三日にかけて卷三を執筆したとあるので、この東福寺靈雲院本「第二冊」の本奥書は、『述迹抄』卷三の本奥書ということになる。

なお、卷三や卷四、卷五の本奥書には、吉野の戦乱に関する記述が多く見られる。これについて砂川博氏は、寂禅慶円(一二五四～一三四一、唐招提寺第三十世)が元弘の乱に連座したことなどから、当時の唐招提寺は後醍醐天皇の討幕運動に加担しており、戦乱の情勢について逐一報告を受けていたので、唐招提寺に住した照遠もまたこの手の情報に詳しくなかったのではないかと言及している。⁽¹⁵⁾

各写本の特徴として、京都大学附属図書館本「第一上」や唐招提寺丁本「第一上」、東大寺甲本「一」の冒頭には、『述迹抄』所引の典籍一覧が付されていた。この一覧は、『日本大藏經』収録本「卷一上」の冒頭にも記されているもので、大谷由香氏の研究によれば、『述迹抄』には一覧未載の凝然『梵網上卷古迹修法章』(散逸文献)の文章も引用されているという。⁽¹⁶⁾ その一覧をまとめると次のようになる。⁽¹⁸⁾

天台系四部 智顗『菩薩戒義疏』／明曠『天台菩薩戒疏』／智周『梵網經疏』／与威『菩薩戒疏註』

華嚴系四部 法藏『梵網經菩薩戒本疏』／法銑『梵網經疏』／伝奥『梵網經記』／元曉『梵網經菩薩戒本私記』

法相系四部 義寂『菩薩戒義疏』／太賢『梵網經古迹記』／勝莊『梵網經述記』／利涉『梵網經疏』

その他五部 法進『梵網經註釈』／道璿『集註梵網經』／処行『註梵網經』／撰者不明『助釈』／撰者不明『私記』

照遠が『述迹抄』の中で諸宗の注釈書を引用する背景について、徳田明本師(一九二二～一九七六)は『律宗概論』の

中で次のような見解を示している。

今家は天平以来、『天台義疏』を中心として『梵網經』を講じたことは、鑑真和上請来本にも明らかであり、法進また天台義によって『注梵網』六卷を著し、この時「当時二巻流布」として読まれている。然るに^(貞慶カ)実範招提寺影堂に法相義によって『古迹記』を講じて以来、南都には『古迹』を中心とすることとなった。然し^(不空院カ)不空院が嘉禎元年東大寺に『刪補鈔』を講じ、凝然国師が『法藏疏日珠鈔』を著すなど全く他疏の講を絶ったわけではないが、『古迹』に対する今家教学の立場を宣明したものである。⁽¹⁹⁾

すなわち、明本師によれば、当時の南都では、『梵網經』の注釈書として『古迹記』を重視する傾向にあったが、唐招提寺には創建以来、『菩薩戒義疏』をはじめとする様々な章疏を研鑽する伝統があったので、照遠はこれらを引用することにより、改めて唐招提寺の教学的立場を主張したのだという。

その他、本稿では紙面の都合上紹介できなかったが、現存写本には様々な書写奥書が残されており、それらを記した人物の多くは、良慧（一四〇二〜一四八六、唐招提寺第五十三世）や専戒（一四一七〜？）、慶海（生没年未詳）や英谷といった、唐招提寺の僧侶であった。また、西大寺の僧侶である高洞（一二五二〜？）の書写奥書も多く伝わっており、唐招提寺丙本の「五下」や同寺丁本の「第四下」に記された天文二十三年（一五五四）の書写奥書によれば、

時に天文廿三年（甲寅）八月十六日従り九月二十七日子刻に到りて、南都西大寺の宝塔院護摩堂に於いて、西京薬師寺の十輪院先師長基已講の御本書を以て之を写し畢んぬ。（于時天文廿三年（甲寅）従八月十六日到九月二十七日子刻、於南都西大寺宝塔院護摩堂、以西京薬師寺十輪院先師長基已講御本書之畢。）

と、南都薬師寺の僧侶である長基（生没年未詳）もまた、『述迹抄』の写本を所持していたという。いわずもがな、これらの書写奥書は、照遠の『述迹抄』が後世の唐招提寺だけでなく、南都諸寺においても広く読まれていた証拠である。

二 『資行抄』『警意抄』『顕縁抄』都合六十五巻について

知足房戒如（生没年未詳、唐招提寺第二十世）を介した貞慶と月輪大師俊苾（一一六六～一二二六、泉涌寺第一世）の問答を契機として、南都に『資持記』の伝来したことは、十四世紀頃に著された元休（生没年未詳）『徹底章』の次の文章よりよく知られている。

仍て知足房を以て使者と為し、泉涌寺開山に之を尋ぬ。（中略）即ち資持記一部を以て笠居に送る。上人之を得るに群義忽ち散ず。是即ち南都資持記流行の最初なり。（仍以知足房為使者、泉涌寺開山尋之。（中略）即以資持記一部送笠居。上人得之群義忽散。是即南都資持記流行之最初也。）⁽²⁰⁾

また、道宣三大部の伝来については、古くに過海大師鑑真（五九六～六六七、唐招提寺第一世）等が南都にこれらを將來しているのだが、信瑞（？～一二七九）『不可棄法師伝』によれば、

又、法相の宗匠貞慶、常に律幢の已に顛ずるを傷み、力めて中興を為さんと欲す。或いは自ら文を開き義を立て、或いは門弟をして料簡せしむ。然るに師承を欠くに依りて実に未だ通ぜざること多し。何となれば其の所依は唯だ事鈔のみに局り、未だ戒業二疏及び集義鈔等を見ざればなり。（又、法相宗匠貞慶、常傷律幢已顛、欲力為中興。或自開文立義、或使門弟料簡。然依欠師承実多未通。何者其所依唯局事鈔、未見戒業二疏及集義鈔等也。）⁽²²⁾

と、貞慶当時の南都において、『戒本疏』『羯磨疏』の伝承は途絶えていたようである。この二疏については、興正菩薩叡尊（一二〇一～一二九〇、西大寺中興第一世）が『感身学正記』巻上において、

凡そ海龍王寺に於いて、嘉禎三年（丁酉）より暦仁元年（戊戌）の夏末に至りて、苾芻戒を五人に授け、事抄一遍（二百七十四日）、古迹記本末宗要、表無表章、四分戒本疏（嵩岳）、六物図、教誡儀（已上遍数不覚）を開講し、自らは戒業二疏を被覧す。（凡於海龍王寺。自嘉禎三年（丁酉）至暦仁元年（戊戌）之夏末、授苾芻戒五人。開講事抄一遍

（二百七十四日）、古迹記本末宗要、表無表章、四分戒本疏（嵩岳）、六物図、教誡儀（已上遍数不覺）。自被覽戒業二疏。^{（23）}

と、嘉禎三年（一二三三）より暦仁元年（一二三八）の晩夏にかけて、南都海龍王寺でこれらを披見したと伝えるので、遅くとも嘉禎三年までには、改めて南都に伝来していたようである。なお、当時は道宣三大部と元照三大部のそれぞれが一对で扱われる傾向にあったことから、この嘉禎三年の時点で、南都に『行宗記』『済縁記』の存在した可能性も十分に考えられる。その嘉禎三年は、凝然『律宗瓊鑑章』卷六に、

嘉禎三年丁酉の春。定舜闍梨、南都海龍王寺に來りて小部の律文等を講ず。諸人、服膺せんと來集して聴學す。叡尊、禪惠、源俊等、皆開講を聴く。^{（24）}（嘉禎三年丁酉之春。定舜闍梨、來于南都海龍王寺講小部律文等。諸人服膺來集聴學。叡尊、禪惠、源俊等、皆聴開講。）

とあるように、俊仍門下の來縁定舜（？）一二四四、泉涌寺第三世が講師として海龍王寺に招かれているので、ともすれば、この時に『戒本疏』『羯磨疏』等の章疏が南都に伝来したのかもしれない。

いずれにせよ、南都に十分な数の兩三大部が揃うのは、おそらく、宝治二年（一二四八）以降のことかと思われる。

すなわち、『感身學正記』卷中に、

同二年（甲辰）（中略）覚如比丘、聖教を奉請するの願を果たさんが為に、只一人將に宋に渡らんとす。故に有嚴

比丘、覚如の志を哀れみ、為に伴に將に渡海せんとす。世間の出世に多く弟子有り。恩徳を荷うと雖も、隨行を欲する人無し。故に予、定舜（隆信房）を誘いて隨行せしめ畢る。^{（宝治）}同二年（戊申）、四十八歳、春。聖教御

迎の為に、忍性比丘等を鎮西に下遣す。六月廿二日、定舜（隆信房）の帰朝す。即ち迎えんが為に同法の忍性等を付し、先に律三大部十八具と諸經論等を運上す。八月四日、入寺す。自ら三大部二具を持す。十月八日、当寺に歸

着す。記録別に在り。（同二年（甲辰）〔中略〕覚如比丘、為果奉請聖教之願、只一人將渡宋。故有嚴比丘、哀覚如志。為伴將渡海。世間出世多有弟子。雖荷恩徳、無欲隨行人。故予、誘定舜（隆信房）令隨行畢。〔中略〕同二年（戊申）、四十八歳、春。為聖教御迎、忍性比丘等下遣鎮西。六月廿二日、定舜（隆信房）帰朝。即付為迎同法忍性等、先運上律三大部十八具諸經

論等。八月四日、入寺。自持三大部二具。十月八日、帰着当寺。記録在別。⁽²⁵⁾

とあるように、寛元二年（一二四四）には、叡尊門下の成願房寛如（生没年未詳）と隆信房定舜（生没年未詳）、そして自誓四哲の一人である慈禪有嚴（一一八六～一二七五）が戒律章疏を求めて入宋しており、宝治二年には、「律三大部」都合二十具を携えて帰朝しているのである。

三師が請求した二十具については、叡尊が『宝治二年将来律三大部配分状』の中で、

宝治二年（歳次戊申）、将来せる律三大部二十具の内、西大寺分として十具配分の事。一具七十三卷、常住。（中略）羯磨經疏記科一部廿一卷、繼尊（光円房、請文了わる）。含注戒經疏記科一部廿一卷、舜印（浄信房）。戒疏一部行事鈔一部共五十二卷、賢任（聖春房、請文了わる）。行事鈔記一部三十一卷、源真（尊順房、請文了わる）。

（宝治二年（歳次戊申）、将来律三大部二十具之内、西大寺分十具配分事。一具七十三卷、常住。〔中略〕羯磨經疏記科一部廿一卷、繼尊（光円房、請文了）。含注戒經疏記科一部廿一卷、舜印（浄信房）。戒疏一部行事鈔一部共五十二卷、賢任（聖春房、請文了）。行事鈔記一部三十一卷、源真（尊順房、請文了）。⁽²⁶⁾

と、その一具が道宣三大部や元照三大部等の都合七十三卷⁽²⁷⁾より構成されることや、うち十具が西大寺や叡尊門下に分配されたことを紹介している。なお、分配状等は存在しないものの、その一部が唐招提寺に現存することから、二十具の残り十具は、有嚴の所属する唐招提寺に納められたと考えられている。⁽²⁸⁾

三師の帰朝を契機として、南都における両三大部の研究がより一層加速したことは想像に難くない。事実、それ以降には、慈道信空（一二三二～一二三六、西大寺中興第二世）の『事鈔般若寺抄』や、信空の法孫である如空英心（一二八九～？）の『行事鈔資覧訣』、あるいは凝然の『業疏濟縁記詳義鈔』や、凝然と円戒房禪爾（一二五三～一二三五、戒壇院中興第三世）に学んだ本如房湛睿（一二七一～一三四六、称名寺第三世）の『行事鈔見聞集』『戒疏見聞集』『業疏疎決』、そして照遠の『資行抄』『警意抄』『顕縁抄』など、幾多の注釈書が著されている。

とりわけ照遠三大部は、その大部分が写本として現存することから、当時の理解を紐解く貴重な資料として、かねて

より研究者の注目を集めている。それらの特徴としては、徳田明本師が『律宗概論』において、

この三大部末釈は、当時の諸説を引き、泉涌寺系統の人々の説が一番多く出されている。(中略)この三大部末釈の綱格をなすものは、約四百題の論題を各篇各章に按配しこれを中心として述べている。(中略)即ち同時代の『三大部篇目具書論義注文』にある約四百の論題は一も漏らさず、三大部抄の中に論ぜられ所説が述べられており、⁽²⁹⁾ 教学的には極めて価値高いものである。

と指摘するように、当時の論題を多数収録する点や、唐招提寺義をはじめ、凝然や堯戒定泉(一二七三―一三二二、西大寺信空門下)、我田思允(一二一〇―一二八七、泉涌寺第五世)等の諸義を紹介する点にある。加えて、石井行雄氏が指摘するように、今日散逸する字書や外典を多く引用する点にも特徴がある。⁽³⁰⁾

照遠三大部のうち、『資行抄』は『大正新脩大藏經』卷六十二に翻刻文が収録されている。なお、その収録本には、北川智策師(一八六四―一九四六、唐招提寺第八十世)による書写奥書が存在することから、その底本には唐招提寺の所蔵する写本を用いたことが予想される。また、先行研究においては、畿内各所に関連写本の多数現存することが報告されている。そこで、先行研究の報告を頼りに、筆者の実見を踏まえながら、以下にその残存状況をまとめてみようと思う。なお、照遠三大部は『顕縁抄』『警意抄』『資行抄』の成立順、各写本は所蔵先の五十音順で列挙し、「」内に外題(あるいは首題)記載の巻数(外題と首題がともに不明の場合は当該冊数)、()内に共通の対応巻数を記し、本奥書のある場合は執筆年・執筆場所・執筆者名を抜粋した。また、破損等により判読できない文字は□で囲み、その法量や書写奥書等の情報は紙面の都合上割愛した。

(A) 『顕縁抄』二十卷

- (一) 延命寺本・二十冊……筆者未見。徳田明本師の報告に「二十卷」とある。⁽³¹⁾
- (二) 新大仏寺本・十九冊……筆者未見。徳田明本師の報告に「十九冊」とある。⁽³²⁾

(三) 伝香寺本・七冊

冊が現存。廣上塔貫師の報告(33)にある平等心王院旧蔵七冊と同一。

▼「二上之一」（二上第一）

一曆応二年十月

四

唐招提寺湯屋坊西面

小比丘照遠

(四) 東大寺本・四十冊

卷」、徳田明本師の報告に「十九冊」とある。⁽³⁵⁾

▼「上第二」（上第二）

曆心二年十月十四日

唐招提寺湯屋坊西面

小比丘照遠

▼「上第三」（上第二…末）

曆心二年十月二十二日

唐律招提寺之湯屋坊西面

遍學行沙門照遠

(B) 『警意抄』十七卷

▼「一下第四」(一下第二…末)	暦応三年二月十六日	唐招提寺湯屋坊西面	遍学沙門照遠
▼「二上第二」(二上本…第二)	暦応三年四月十二日	招提寺湯屋坊西面	小比丘照遠
▼「二下第二」(二下第一…末)	暦応三年八月十五日	招提寺湯屋坊西面	照遠
▼「三下第六」(三下第二…下)	暦応四年一月二十六日	唐招提寺湯屋坊西面	遍学沙門照遠
▼「四下第四」(四下末…第二)	暦応四年十月二十五日	唐招提寺湯屋坊西面	遍学行沙門照遠

(五) 野中寺本・二十七冊……筆者未見。稻城信子氏の報告に⁽³⁶⁾「二十七冊」とある。

▼「九」(二上本)	暦応三年四月十二日	招提寺湯屋坊西面	小比丘照遠
▼「十九」(三下第二)	暦応四年一月二十六日	唐招提寺湯屋坊西面	

(一) 大谷大学図書館本・五冊……「一」(一上第二本)、「二」(一下第二)、「五」(三上第二)、「七」(四下本)、「八」(四下

末)の五冊が現存。

(二) 光明院本・十五冊……筆者未見。徳田明本師の報告に⁽³⁷⁾「十五卷」とある。

(三) 唐招提寺本・十二冊……筆者未見。徳田明本師の報告に⁽³⁸⁾「十二冊」とある。伝香寺に影印あり。「壹」(一上第一)、「二」(一上第二本)、「三」(一上第三)、「四」(一下第二)、「五」(二下第二)、「六」(戒疏二上)、「七」(三上第一)、「八」(三上第二)、「九」(四上第一)、「十」(四上第二…末)、「十一」(四下本)、「十二」(四下末)の十二冊を収録。

「十二」(四下末)の十二冊を収録。

(四) 東大寺本・十三冊……「上第一」(一上第一)、「上第二」(一上第二)、「上第三末」(一上第三…末)、「下第一」(一下第

一)、「下第二」(一下第二)、「第二」(三上第二…本)、「第三上」(三上第二…末)、「第三下」(三下第一…本)、「第三下二」(三下第一…末)、「第四上一」(四上第一…本)、「第四上二」(四上第

胤師の報生³⁹

曆応五年一月二十一日

遍學行沙門照遠

康永元年八月二十二日

遍學行沙門照遠

康永元年九月八日

遍學行沙門照遠

康永二年十二月二日

遍學行沙門照遠

康永三年八月二十九日

遍學行沙門照遠

康永三年九月十一日

遍學行沙門照遠

報告に(40)

(C)『資行抄』二十八卷

(一) 伝香寺本・十八冊

(上四本・末)、「中一第一」(中一第一)、「中一中」(中一第二)、「中一下」(中一第三)、「中三

「(中三第一)」、「中三二」(中三第二)、「中三三」(中三第三)、「下一本」(下一本)、「下一末」

(下二末)、「下二本」(下二本)、「下二」(下二末)、「下三本」(下三本)、「下三三」(「下三末」)、

「下四三」(下四本)、「下四四」(下四末)の十八冊が現存。

康永四年三月六日

照遠

貞和二年五月四日

遍學行沙門照遠

貞和三年四月十五日

遍學行沙門照遠

貞和五年 八月二十八日

(二) 唐招提寺本・二十五冊……筆者未見。『大正新脩大藏經』収録本の底本。当該本には「上一之一」（上一第二）、「上一之二」（上一第二）、「上一之三」（上一第三）、「上一之四」（上一第四）、「上一之五」（上一第五）、「上一之本」（上二本）、「上一之末」（上二末）、「上一之本」（上三本）、「上一之末」（上三末）、「上一之本」（上四本）、「上一之末」（上四末）、「中一之上」（中一第一）、「中一之中」（中一第二）、「中一之下」（中一第三）、「中三之上」（中三第一）、「中三之中」（中三第二）、「中三之下」（中三第三）、「下一之本」（下一本）、「下一之末」（下一末）、「下二之本」（下二本）、「下二之末」（下二末）、「下三之本」（下三本）、「下三之末」（下三末）、「下四之本」（下四本）、「下四之末」（下四末）の二十五巻が収録。

「上一之一」（上一第二） 康永三年十一月十七日 牟山薬師寺僧坊 仏子照遠
「上一之二」（上一第二） 康永四年二月十日 山辺郡牟山郷薬師寺僧坊 小比丘照遠
「上一之三」（上一第三） 康永四年三月六日 東山年山郷薬師寺 照遠
「上三之末」（上三末） 貞和二年五月四日 唐招提寺東二室 遍学行沙門照遠
「上四之本」（上四本） 貞和二年七月十二日 唐招提寺東僧坊二室 遍学行沙門照遠
「中一之下」（中一第三） 貞和三年四月十五日 唐律招提寺東僧坊二室 遍学行沙門照遠
「下四之末」（下四末） 貞和五年八月二十八日 招提寺弥勒院

(三) 東大寺本・十六冊……「上一」（上二本）、「上ノ二下」（上二末）、「上之三本」（上三本…第一）、「上之三中」（上三本…第二）、「上之三末」（上三末）、「中之一分第一」（中一第一…本）、「中之一分第二」（中一第一…末）、「中之一分第三」（中一第二…本）、「中之一分第四」（中一第二…末）、「中之一分第五」（中一第三…本）、「中之一分第六」（中一第三…末）、「本中之三」（中三第一…本）、「末中之三」（中三第一…末）、「末中之三」（中三第二）、「末中之三」（中三第三）、「下之四第四」（下四末…第二）

「上一之一」（上一第二） 康永三年十一月十七日 牟山薬師寺僧坊 仏子照遠
「上一之二」（上一第二） 康永四年二月十日 山辺郡牟山郷薬師寺僧坊 小比丘照遠
「上一之三」（上一第三） 康永四年三月六日 東山年山郷薬師寺 照遠
「上三之末」（上三末） 貞和二年五月四日 唐招提寺東二室 遍学行沙門照遠
「上四之本」（上四本） 貞和二年七月十二日 唐招提寺東僧坊二室 遍学行沙門照遠
「中一之下」（中一第三） 貞和三年四月十五日 唐律招提寺東僧坊二室 遍学行沙門照遠
「下四之末」（下四末） 貞和五年八月二十八日 招提寺弥勒院

の十六冊が現存。

▼「上二」(上二本)	貞和元年十一月二十一日	大和洲山野辺郡牟山郷薬師寺僧坊	遍学行沙門照遠
▼「上ノ二下」(上二末)	貞和元年十二月十六日	大和州山野辺郡牟山郷薬師寺僧坊	遍学行沙門照遠
▼「上三之末」(上三末)	貞和二年五月四日	唐招提寺東二室	遍学行沙門照遠
▼「下之四第四」(下四末・第二)	貞和五年八月二十八日	唐招提寺弥勒院	遍学行沙門照遠

(四) 野中寺本・二十一冊……筆者未見。稻城信子氏の報告に「二十一冊」とある。⁽⁴²⁾

▼「第一二鈔上」(上一第二) 一 康永四年二月十日 一 山辺郡牟山郷薬師寺僧坊 一 小比丘照遠

(五) 西明寺平等心王院旧蔵本・二十四冊……筆者未見。廣上塔貫師の報告に「二十四冊」とある。⁽⁴³⁾

(六) 園城寺法明院本・七冊……「中一一」(中一第一)、「中一二」(中一第二)、「中一三」(中一第三)、「中三一」(中三第一)、「中三二」(中三第二)、「中三末」(中三第三)、「中四末」(中四末)の七冊が現存。

以下にその知見を述べる。まず、『顕縁抄』二十巻について、『資行抄』巻下四末の奥書には、

時に貞和五年八月二十八日。招提寺の弥勒院に於いて此の巻を記し畢わる。凡そ此の三大部抄の出すは、暦応二年八月より之を始め貞和五年八月に至る。首尾十一年にして此の功を畢う。初めに顕業抄二十巻、次に警意抄十七巻、後に資行抄二十八巻、都合六十五巻なり。此の偏他に非ず。先ず両祖の伝灯を挑げんが為に三部の令章を飾る。

(于時貞和五年八月二十八日。於招提寺弥勒院記此巻畢。凡此三大部抄出者、自暦応二年八月始之至貞和五年八月。首尾十一年畢此功。初顕業抄二十巻、次警意抄十七巻、後資行抄二十八巻。都合六十五巻也。此偏非他。先為挑両祖之伝灯飾三部令章。⁽⁴⁴⁾)

と、照遠三大部を『顕縁抄』『警意抄』『資行抄』の順で執筆したこと、そして、暦応二年(一三三九)八月に『顕縁抄』を起稿、貞和五年(一三四九)に『資行抄』を脱稿したことが記されている。その終巻である『顕縁抄』巻四下末(東大寺本「四下第四」)の奥書には、

時に暦応第四十月廿五日、唐招提寺湯屋坊西面にて此の抄を記し畢わる。(于時暦応第四十月廿五日、唐招提寺湯屋坊西面記此抄畢。)

と、暦応四年(一一三四)十月二十五日の脱稿であることが記されているので、『顕縁抄』二十巻の執筆期間は、暦応二年八月より暦応四年十月までの約二年間ということになる。また、その執筆場所については、何れの奥書にも唐招提寺湯屋坊西面とある。

現存写本の首題等から推察するに、『顕縁抄』二十巻の内訳は、卷一上の第一・第二・第三・第四、卷一下の第一・第二、卷二上の本・末、卷二下の第一・第二、卷三上の本・末、卷三下の第一・第二・第三・第四、卷四上の第一・第二、卷四下の第一・第二となる。筆者確認の限り、現存写本の中では東大寺所蔵本四十冊が「三上第四」(三上末・第一か)のみを欠く良本であった。⁽⁴⁵⁾

次に、『警意抄』十七巻について。『警意抄』卷四上第三(東大寺本「第四上」)の奥書には、

時に康永三年(甲申)九月十一日戌時、此の抄を記す。(中略)是の如きを以て、始め有る者には必ず終わり有り。

爰に此の警意抄の事を始むるに、其の絶を期し難きと雖も図ずして今当に其の功を終わらせしむるべき者なり。凡そ四下に於いて其の功終わるべきと雖も当巻をもて具書となす。(于時康永三年(甲申)九月十一日戌時、記此抄。〔中略〕以如是、有始者必有終。爰始此警意抄事、雖難期其絶不図今当令終其功者也。凡於四下雖可終其終其功当巻具書。)

と、康永三年(一一三四)九月十一日の脱稿であること、そして、卷四下の注釈を残し、この巻を『警意抄』の終巻とする旨が記されている。しかし、大谷大学図書館本「七」「八」や唐招提寺本「十一」「十二」は、その巻下四本・末に相当することから、実際にはその複注を完遂させている。

その終巻である卷四下末に脱稿年は明記されていないが、次作の首巻である『資行抄』卷上一第一の奥書には、時に康永三年(甲申)十一月十七日、牟山薬師寺僧坊に於いて此の巻を記し畢わる。(于時康永三年(甲申)十一月十七日、於牟山薬師寺僧坊記此巻畢。)

と、康永三年（一三四四）十一月十七日の脱稿が記されているので、『警意抄』の執筆期間は、前作の『顕縁抄』を完成させた暦応四年十月頃から康永三年十月頃までの約三年間ということになる。また、その執筆場所については、判明している限り、卷三上第三までを唐招提寺東僧坊二室、卷四第二以降を牟山郷薬師寺松坊にて執筆している。『顕縁抄』卷四下末（東大寺本「四下第四」）や『警意抄』卷一下第一（東大寺本「下第一」）の奥書には、「除病延命」や「病悩忽平（癒カ）」の願が述べられ、『警意抄』卷四上第三（東大寺本「第四上」）の奥書には「四大不調」を訴えることから勘案するに、活動拠点唐招提寺から薬師寺に移した目的は療養にあったのかもしれない。

現存写本等の首題等から推察するに、『警意抄』十七卷の内訳は、卷一上の第一・第二・第三、卷一下の第一・第二、卷二上の第一・第二、卷二下の第一・第二、卷三上の第一・第二、卷三下の第一・第二、卷四上の第一・第二、卷四下の本・末となる。筆者確認の限り、東大寺所蔵本十三冊は卷二上・下、卷三上第一、卷三下第二、卷四下本・末のみを欠く良本⁽⁴⁶⁾で、そのうち卷三上第一は唐招提寺本「七」、卷四下本・末は大谷大学図書館本「七」「八」や唐招提寺本「十一」「十二」をもって補うことができた。

最後に、『資行抄』二十八巻について。前述の通り、『資行抄』の首巻である卷上一第一は康永三年十一月十七日の脱稿、終巻の卷下四末は貞和五年八月二十八日の脱稿であるから、その執筆期間は、康永三年十月頃から貞和五年八月までの約六年間ということになる。また、その執筆場所については、判明している限り、卷上二末までを牟山郷薬師寺僧坊、卷三上末より卷中一第三までを唐招提寺東僧坊二室、卷下四末までを唐招提寺弥勒院で執筆している。

現存写本等の首題等から推察するに、『資行抄』二十八巻の内訳は、卷上一の第一・第二・第三・第四・第五、卷上二の本・末、卷上三の本・末、卷上四の本・末、卷中一の第一・第二・第三、卷中二、卷中三の第一・第二・第三、卷中四の本・末、卷下一の本・末、卷下二の本・末、卷下三の本・末、卷下四の本・末となる。筆者確認の限り、『大正新脩大藏經』に収録される唐招提寺本が、卷中二と卷中四本・末のみを欠く良本で、そのうち卷中四末は園城寺法明院本「中四末」をもって補うことができた。

その他、本稿では紙面の都合上紹介できなかったが、現存写本には様々な書写奥書が残されており、各東大寺本に残された戒壇院善教（生没年未詳）の書写奥書は、照遠三大部が後世の東大寺戒壇院でも読まれていた重要な証拠である。また、西明寺平等心王院や野中寺、園城寺法明院に写本の多く伝わることから推察するに、照遠三大部は江戸時代の戒律復興運動にも、少なからず影響を与えていたようである。

三 『終南山金玉集』四卷について

従来、照遠の著作には、『述迹抄』『資行抄』『警意抄』『顯縁抄』の四種あることが知られていた。ところが今回、『終南山金玉集』⁽⁴⁷⁾（以下『金玉集』）という新たな著作の存在が明らかになったので、以下にこれを紹介しようと思う。

『金玉集』については、過去に徳田明本師が伊賀新大仏寺に写本の存在することを発見しており、『律宗文献目録』の中で、

終南山金玉集 ①〔題号〕（内）金玉抄 ②〔調卷〕四卷 ③〔判式〕中 ④〔編著者名〕宗円 ⑤〔序跋〕元徳四年（一一三三）二月五日於渡部郷王子谷書寫了徧照自身之愚闇備後字之校被見染紫筆汚自紙而已宗円 ⑥〔現在本の刊写、年代、相伝筆者等〕延宝一年（一六七三）元証写 ⑦〔所在現蔵者、刊行叢書名〕新大仏 ⑧〔内容解題注記〕祖乗要集と共に学者必読のもので百二十一項の論題あり、両書とも従来知られていなかった。⁽⁴⁸⁾

（一）内は筆者加筆）

と、これが宗円なる人物の著した全四巻の書物であり、その中に鎌倉時代における南山律宗の論題百二十一種の収録されることを報告している。

その新大仏寺本は後に散逸しており、その行方は今日においても不明な状態にある。ところが先般、南都伝香寺に影印の存在することが判明し、これにより、ようやくその全容を確認することが可能となった。

筆者確認の限り、新大仏寺本は巻一・巻二を収める第一冊と、巻三・巻四を収める第二冊の全二冊から構成されており、その各表紙(図1・図2)には「終南山金玉集」の外題、各巻の冒頭(図3)には「終南山金玉抄」の首題が記されていた。また、その中には百三十種に及ぶ南山律宗の論題が収録されているのだが、それらに正義は設定されておらず、関連する諸師の証文(経論疏等の本文)のみが列挙されていた。このことから察するに、『金玉集』は、聖覚房良算(生没年未詳)『成唯識論本文抄』⁽⁴⁹⁾に代表されるような、問答論義の草稿作成のための証文を集めた「文集」であったことが予想される。

また、『金玉集』巻二・巻四の奥書(図4・図5)には同じく、

写本に云わく。時に元徳四年二月五日。渡部郷王子谷に於いて書写し了わる。此の偏、自身の愚闇を照らし後学の被覧に備えんが為に、紫に染むる筆をもて白紙を汚すのみ。右筆沙門宗円(通十別七俗才三十一)。(写本云。于時元徳四年二月五日。於渡部郷王子谷書写了。此偏、為照自身之愚闇備後学之被覧、染紫筆汚白紙而已。右筆沙門宗円(通十別七俗才三十一)。

とあることから、明本師の報告にある通り、『金玉集』は元徳四年(一三三二)二月五日の渡部郷王子谷において、沙門宗円なる人物によって執筆されたようである。

その沙門宗円については、明本師が『律宗概論』第六章「吉野室町両時代の律宗」第四節「北京律の人々」の中で次のように言及している。

元徳四年(一三三二)に宗円(一三三二)が鎌倉にて集めた『終南山金玉集』四巻は、『祖乗要集』と同趣旨のもので合計百二十一項目の論題に対し、諸義を集めたもので、唐招提寺照遠の三大部記釈、清算の諸綱義と共に、全皎と宗円の両書は比肩すべきものである。⁽⁵⁰⁾

すなわち、明本師は、沙門宗円の『金玉集』と全皎の『祖乗要集』の資料的価値が、唐招提寺照遠の『資行抄』『警意抄』『顕縁抄』や彦証房清算(一二八八―一三六二、西大寺第十代世)の『三宗綱義』等に比肩すると評価しており、同

時代における北京・南都の律学者として、沙門宗円と唐招提寺照遠を対比的に紹介している。

他方、明本師は『律宗概論』第六章「吉野室町両時代の律宗」第一節「招提教学と照遠」の中で、

この頃その晩年の講席に待し、また二十九世をついだ禪戒寛恵律師の講を受けた照遠宗円律師（二三〇二―一三六
一）あり（後略）⁽⁵¹⁾

と、唐招提寺照遠の字もまた宗円であることを紹介している。唐招提寺照遠が宗円と名乗るのは、各種奥書の中でも以下に記す『述迹抄』巻四の奥書に限られることから、明本師もまたこれに準拠したと思われる。

時に正慶二年閏二月廿九日。招提寺尊舜坊東面に於いて、丑刻に及びて之を誌し畢むる。（中略）小比丘宗円（通十一俗三十二別八）。于時正慶二年閏二月廿九日。於招提寺尊舜坊東面、及丑刻誌之畢。（中略）小比丘宗円（通十一俗三十二別八）⁽⁵²⁾。

ここで注目すべきは、「小比丘宗円（通十一俗三十二別八）」により『述迹抄』巻四の脱稿された正慶二年（一二三三）二月のちょうど一年前が、「沙門宗円（通十別七俗才三十一）」により『金玉集』巻四の脱稿された元徳四年（一二三三）二月であるという点、そして、小比丘宗円が『述迹抄』巻四を著した一年前の俗齡と通別の夏臘が、『金玉集』巻四を著した沙門宗円のそれに一致するという点である。すなわち、これらを勘案するに、小比丘宗円と沙門宗円は同一人物であり、『金玉集』は『述迹抄』に先行する宗円照遠最初の著作である可能性が浮上してくるのである。

当然、両者が同名異人という可能性も考えられる。実際、宗円照遠と同時代には、南都で同名異人の僧侶が活躍している。すなわち、凝然の『東大寺円照上人行状』巻下には、

唯一房照遠、播磨国の人なり。戒壇院に住して専ら学業を営み、後に竹林に住して二諦を建興す。日阿大徳に随いて三密法を受く。（唯一房照遠、播磨国人。住戒壇院専營学業、後住竹林建興二諦。随日阿大徳受三密法）⁽⁵³⁾

と、実相房円照（一二二二―一二七七、戒壇院中興第一世）門下に唯一房照遠（生没年未詳）という僧侶がおり、東大寺戒壇院や生駒竹林寺にて活躍したことが記されている。⁽⁵⁴⁾

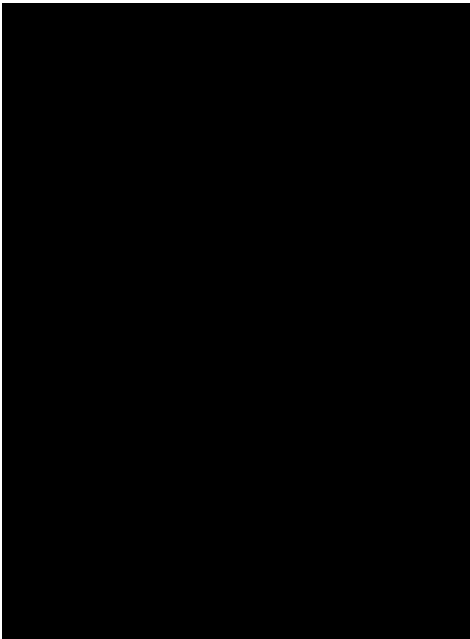


図2 第二冊・表紙

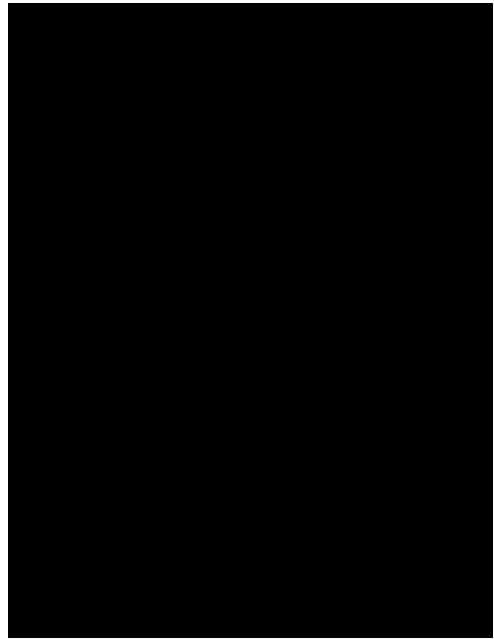


図1 第一冊・表紙



図4 卷二・奥書

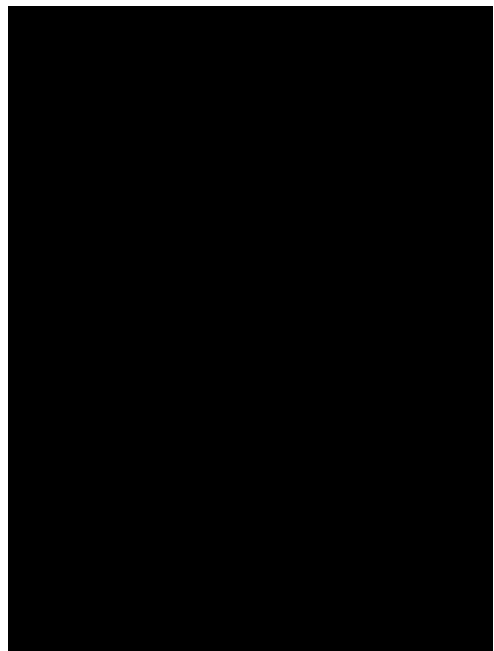


図3 卷一・冒頭

しかしながら、この唯一房照遠と宗円照遠については、確実に同名異人であると断言することができる。なぜなら、凝然は『東大寺円照上人行状』巻下の中で、

正安四年壬寅。其の間、先師の門人逝く者極めて多し。今存在する者、円空、如蓮、忍空、琳海、真照、澄禪、禪智、凝然、正願、照遠、是本、円晴、良照、見塔、澄道、祐海、禪爾等十余輩なり。(正安四年壬寅。其間、先師門人逝者極多、今存在者、円空、如蓮、忍空、琳海、真照、澄禪、禪智、凝然、正願、照遠、是本、円晴、良照、見塔、澄道、祐海、禪爾等十余輩也。)⁽⁵⁵⁾

と、唯一房照遠が正安四年(一三〇二)まで存命であることを伝えるのだが、次章で述べるように、一三〇二年とは、奇しくも宗円照遠が生誕したまさにその年なのである。

このように、同時代に同名の僧侶が存在することは、実相房円照と遊蓮房円照(一一三九―一二七七)や、隆信房定舜と来縁定舜しかり、そこまで珍しい事例ではないのかもしれない。しかし、小比丘宗円(宗円照遠)と沙門宗円のように

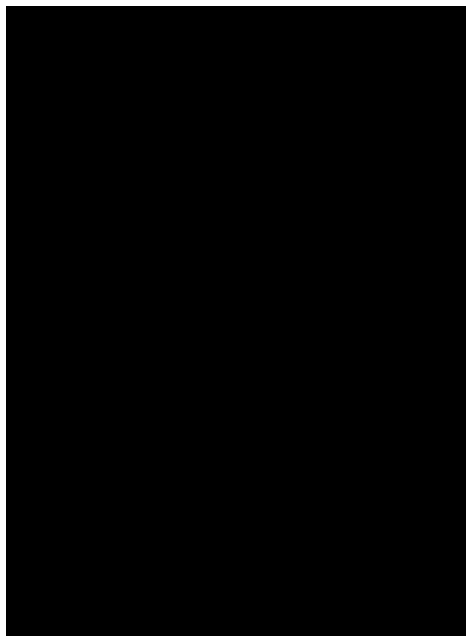


図5 卷四・奥書①

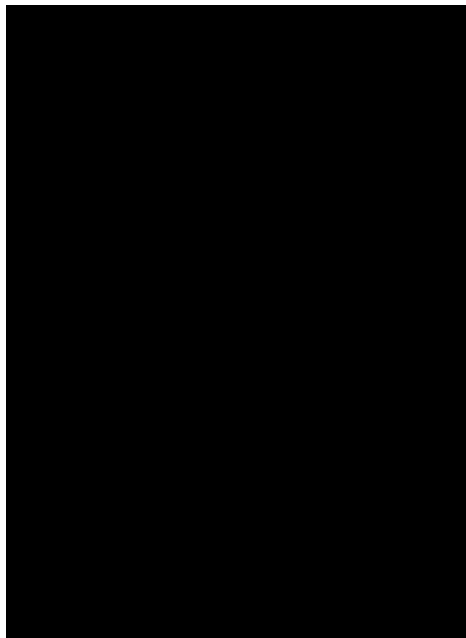


図6 卷四・奥書②

に、生まれ年や通別二法により具足戒を受けた時期までもが同じという偶然は、両者が同一人物でないところを得ないように思われる。それゆえに、本稿では、沙門宗円と小比丘良海が同一人物であり、『金玉集』が『述迹抄』に先行する宗円照遠の著作であると断定した。

最後に、新大仏寺本の書写人について触れておく。『金玉集』巻四の写書奥書(図6)には、

延宝元年春日、書写の功畢わる。北野観音律寺元證(十八僧五)。同二年正月六日異本をもて校合し了わる。(延宝元年春日書写功畢。北野観音律寺元證(十八僧五)。同二年正月六日異本校合了。)

とあることから、これは延宝元年(一六七三)の北野東向観音寺において、元證(一六五六?)により書写された写本であることがわかる。また、新大仏寺本の第一冊・第二冊の表紙(図1・図2)右下には、東向観音寺の住持である宏源(一六二六―一六八二)の識語も確認することができる。これらのことから勘案するに、新大仏寺本は東向観音寺からの伝来本であり、書写人である元證もまた東向観音寺の僧侶であったことが予想される。ともすれば、明本師が『金玉集』の著者である沙門宗円の所屬を北京とした根拠は、これらの記述にあったのかもしれない。

なお、『金玉集』巻二・巻四の奥書(図4・図5)には、

〔巻二〕 文安二年八月十三日に絶筆す。法同沙弥、小比丘良海(通十四俗三十五)。(文安二年八月十三日絶筆。法同沙弥、小比丘良海(通十四俗三十五)。)

〔巻四〕 文安二年十月十二日亥剋に写の功畢わる。法同沙弥村宗房、御所望に依り之を書写す。小比丘良海(通十四俗三十五)。(文安二年十月十二日亥剋写功畢。法同沙弥村宗房、依御所望書写之。小比丘良海(通十四俗三十五)。)

と、小比丘良海(一四二一―一四九六、唐招提寺第五十四世)による文安二年(一四四五)の書写奥書も確認することができる。先に紹介した元證の書写奥書には、底本を書写した翌年の延宝二年(一六七四)までに異本との対校を済ませたとあることから、元證当時においては、新大仏寺本を含めて少なくとも三種の写本が存在していたことになる。

以上、伝香寺に残される新大仏寺旧蔵『金玉集』の影印より、『金玉集』が『述迹抄』に先行する宗円照遠最初の著

作であることを紹介した。現状、『金玉集』が後世の律学者に如何ほどの影響を与えたかは定かでないが、その性質用途や新大仏寺本の書写経緯から推察するに、南都・北京の僧侶が南山律学を研鑽する上でこれを珍重していたことは想像に難くなく、まさに明本師の評するが如く、律学者必読の書物として扱われていたことが予想される。なお、本稿では紙面の都合上、新大仏寺本に収録される百三十種の論題について詳しく触れることはできなかったが、全文の翻刻に先立ち、その論題部分のみを当論集の資料篇に掲載した。

四 照遠の生涯について

照遠の生涯を伝えた資料に、慧堅（一六四九～一七〇四）『律苑僧宝伝』（一六八八年成立）巻十四「招提寺照遠律師伝」⁽⁵⁶⁾（以下「僧宝伝」）、義澄（一六七六～一七一〇）『招提千歳伝記』（一七〇二年成立）巻中之二「招提寺照遠律師伝」⁽⁵⁸⁾（以下「千歳伝」）、師蛮（一六二六～一七一〇）『本朝高僧伝』（一七〇二年成立）巻六十二「和州招提寺沙門照遠伝」⁽⁵⁹⁾（以下「本朝伝」）の三種がある。先行研究においては、成立年の古い「僧宝伝」をもって照遠の生涯を紹介する傾向にあり、恵谷隆戒氏や櫻井秀雄氏の研究では、⁽⁶⁰⁾『述迹抄』や『資行抄』の奥書をもって、「僧宝伝」の内容が補完されている。しかし、照遠の生涯については、『金玉集』『警意抄』『顕縁抄』の奥書や「千歳伝」「本朝伝」の伝承等、いまだ加味されていない情報もいくつか存在する。そこで、これらを踏えた上で、改めて照遠の足跡を辿ってみようと思う。

その名称については、「千歳伝」のみ「律師の諱、照遠。（律師諱、照遠。）」と、その諱が照遠であることを紹介する。また、『大日本仏教全書』所収「千歳伝」と底本の異なる『続々群書類従』所収「千歳伝」⁽⁶¹⁾には、「諱照遠」の傍らに「字宗円」⁽⁶²⁾の注が付されており、字が宗円であることを紹介している。前章で紹介したように、照遠は『金玉集』巻二・四や『述迹抄』巻四の奥書において、「沙門宗円」や「小比丘宗円」と名乗るので、この注記の情報は正しい。その出身については、「僧宝伝」に「未だ其の氏族郷里を詳らかにせず。（未詳其氏族郷里。）」と紹介されるように、

何れの資料にも詳しく記されていない。また、何れの照遠伝も生年を紹介していないが、各著作の奥書に記される俗年を逆算した限り、一三〇二年（正安四年または乾元元年）が照遠の生年となる。⁽⁶³⁾

その為人については、「僧宝伝」に「為人、英敏にして学を嗜むに倦まず。嶄嶄として縉素の間に声有り。（為人、英敏而嗜学不倦。嶄嶄有声于縉素間。）」と、好學の士であったことや、その名声が広く道俗に轟いていたことが紹介されている。その出家時期については、何れの資料にも明記されていないが、「千歳伝」は「薙落の後、志を戒門に纂む。（薙落之後、纂志戒門。）」と、仏門に下った当初より戒学に関心を寄せていたことを紹介している。

通受法により受戒した時期については、「僧宝伝」に「元亨二年、通受法に依り具足戒を稟く。（元亨二年、依通受法稟具足戒。）」と、元亨二年（一三三二）であることが記されている。これについては、各種奥書に記される通受の夏臘を逆算した限り、問題はなさそうである。なお、「千歳伝」は「元亨二年、通受法に依り満分戒に進む。時二十歳なり。（元亨二年、依通受法進満分戒。時二十歳。）」と、これを二十歳の出来事として紹介するが、元亨二年の照遠は二十一歳であるから、訂正の必要がある。また、「本朝伝」のみ「元亨二年、招提寺に於いて通受法に依り具足戒を稟く。（元亨二年、於招提寺依通受法稟具足戒。）」と、その場所が唐招提寺であったことを紹介している。

別受法により受戒した時期については、「千歳伝」のみ「正中二年、重ねて別受に依り具足戒を納む。時二十二歳なり。（正中二年、重依別受納具足戒。時二十二歳。）」と、二十二歳の正中二年（一三三五）であったことを紹介する。ただし、正中二年は照遠二十四歳、照遠二十二歳は元亨三年（一三三三）なので、これもまた訂正の必要があるのだが、各種奥書に記される別受の夏臘を確認したところ、その受戒時期には二通りあることが判明した。一つは二十三歳の正中元年（一三三四）解夏より二十四歳の正中二年結夏までとする説で、これは『金玉集』や『述迹抄』の奥書を典拠とする。二つは二十一歳の元亨二年解夏より二十二歳の元亨三年結夏までとする説で、これは照遠三大部（『警意抄』卷一下第一のみ例外）の奥書を典拠とする。すなわち、「千歳伝」が伝える正中二年は第一説に該当し、二十二歳は第二説に該当するので、そのどちらが誤りであるかは一概に判断できないことになる。

受戒後の足跡については、「僧宝伝」に「嘉暦の間、覺也と覺恵の二大徳により梵網を聴き、太賢の古迹に於いて尤も微を造り奥に達す。（嘉暦間、從覺也覺恵二大徳聴梵網、於太賢古迹尤造微達奥。）」と、嘉暦年間（一三二六―一三二九）に覺也と覺恵から『梵網經』を学び、『古迹記』をもつて深旨を極めたことが紹介されている。典拠となった前出『述迹抄』巻五の奥書には、嘉暦元年（一三二六）十一月八日に伊勢大福寺の覺也、嘉暦三年（一三二八）六月三日に唐招提寺の覺恵より『古迹記』を学び、これらをもとに『述迹抄』の草案を執筆したことが述べられている。また、「僧宝伝」に「又梵網古迹述迹鈔五巻を著す。（又著梵網古迹述迹鈔五巻。）」と紹介されるのも、同奥書の記述を受けたもので、照遠は正慶元年（一三三二）十月四日より正慶二年（一三三三）三月二十二日にかけて草案に加筆し、『述迹抄』五巻を完成させたと述べている。その期間の内訳については、『述迹抄』五巻の各冒頭に、

〔卷一〕 正慶元年十月四日之を始め、十月廿五日此の巻を終わる。（正慶元年十月四日始之、十月廿五日終此巻。）⁽⁶⁴⁾

〔卷二〕 正慶元年十月廿七日之を始め、同年十二月十八日之を終わる。（正慶元年十月廿七日始之、同年十二月十八日終之。）⁽⁶⁵⁾

〔卷三〕 正慶元年十二月廿三日之を始め、同二年二月十三日之を終わる。（正慶元年十二月廿三日始之、同二年二月十三日終之。）⁽⁶⁶⁾

〔卷四〕 正慶二年二月六日之を始め、同二月廿九日之を終わる。（正慶二年二月六日始之、同二月廿九日終之。）⁽⁶⁷⁾

〔卷五〕 正慶二年三月一日之を始め、同三月廿二日に至り之を終わる。（正慶二年三月一日始之、至同三月廿二日終之。）⁽⁶⁸⁾

とあり、その執筆場所としては、『述迹抄』巻二・三・四・五の奥書に、唐招提寺尊舜坊とある。なお、「千歳伝」では「又梵網古迹述迹鈔五巻を著す。招提寺に住して之を記す。時に正慶元年十月十八日なり。（又著梵網古迹述迹鈔五巻。住招提寺記之。時正慶元年十月十八日也。）」と、『述迹抄』の脱稿年に正慶元年（一三三二）十月十八日を挙げるが、これに該当する年月日を見出すことはできない。

また、嘉暦三年六月三日以降に『述迹抄』の草案を執筆してより、加筆を始める正慶元年十月四日までの期間、照遠は『金玉集』四巻を執筆している。すなわち、前出『金玉集』巻二や巻四の奥書には、元徳四年（一三三二）二月五日、渡部郷王子谷にてこれを脱稿したことが述べられている。この渡部郷王子谷の場所については、鎌倉の地名とする説もあるが、俊乗房重源（一一二二～一二〇六）や叡尊に縁があり、京都と西国・南海をつなぐ水陸交通の要衝であった摂津渡辺津や、その渡辺津に設けられた熊野九十九王子社の第一、窪津王子（渡辺王子とも）社に関連した呼称のようにも思われる。いずれにせよ、その数年間で南山教学の研鑽に励んだことに間違いはなく、その際に獲得された学識は、『金玉集』や照遠三大部という形で世に披露されることになる。

照遠が照遠三大部を執筆した目的について、「僧宝伝」は、

常に大悲と興正の二大士の後に律学の寝微するを痛む。潜かに復志有り。故に著述をもて事と為す。大いに宗猶を補う。三大部鈔、曰わく資行、曰わく警意、曰わく顕縁、通合六十五巻有り。（常痛大悲興正二大士之後律学寝微。潜有復之志。故以著述為事。大補於宗猶。有三大部鈔。曰資行曰警意曰顕縁。通合六十五巻。）

と、覚盛・叡尊滅後に再び衰微した律学の復興を挙げている。また、「千歳伝」にも「志興律に有り。盛んに吾宗を唱う。（志有興律。盛唱吾宗。）」と、照遠が戒律復興を願い、律宗の重要性を盛んに唱えたことが紹介されている。

照遠三大部の執筆期間については、「僧宝伝」に、

暦応二年八月に挙筆し、貞和五年八月に脱稿す。凡そ十一年にして告成す。（挙筆於暦応二年八月。脱稿於貞和五年八月。凡十一年而告成。）

と、暦応二年（一三三九）八月より貞和五年（一三四九）八月にかけての十一年間であることが紹介されている。照遠三大部の各奥書を確認した限り、照遠は暦応二年（一三三九）八月から暦応四年（一四四二）十月にかけて『顕縁抄』二十巻、暦応四年（一四四二）十月頃から康永三年（一三四四）十月頃にかけて『警意抄』十七巻、康永三年（一三四四）十月頃から貞和五年（一三四九）八月にかけて『資行抄』二十八巻を執筆している。また、その執筆場所については、『顕

縁抄』が唐招提寺湯屋坊、『警意抄』は唐招提寺東僧坊と牟山郷薬師寺松坊、『資行抄』は牟山郷薬師寺僧坊と唐招提寺東僧坊、そして唐招提寺弥勒院で執筆されている。なお、牟山郷薬師寺は、大和州山辺郡牟山郷にある無山寺（本尊薬師如来）を指すと思われる。

照遠三大部執筆後の足跡については、東大寺所蔵の唐招提寺惠教（二三〇〜？）『業疏試用纂一上』の奥書に、

文和二年十一月廿七日。談義の読師、重海大徳内読。御礼堂の間者、照遠沙門。其の後、本地房、打集す（中略）同廿八日夜、灯下に於いて之を記し了る。弥勒院住侶惠教（生年廿四、夏数五夏度。）（文和二年十一月廿七日談義之読師重海大徳内読御礼堂之間者照遠沙門。其後本地房打集〔中略〕同廿八日夜、於灯下記之了。弥勒院住侶惠教（生年廿四夏数五夏度。））

と、文和二年（一三三三）に唐招提寺で開かれた、円了重海（生没年未詳、唐招提寺第三十四世）を読師とする談義において、問者として出仕したことが記されている。

その後については、『僧宝伝』に「康安年間、講席を招提寺に開く。黑白の奔波す。師、後に終わる所を知らず。（康安年間、開講席于招提寺。黑白奔波。師、後不知所終。）」と、康安年間（一三六一―一三六二）に唐招提寺で講会を開いたことが紹介されており、以降の消息については、何れの資料も、これを明らかにしていない。

以上、照遠の生涯について概説した。末尾に照遠の足跡に関する略年表を示す。

むすびにかえて——一般財団法人律宗戒学院と照遠

以上、粗雑な内容ではあるが、照遠の著作と生涯に関する諸情報を概説した。本稿では、これといった結論を用意できなかった。最後に、一般財団法人律宗戒学院と照遠の関係について紹介し、これをむすびにかえようと思う。

明治三十三年（一九〇〇）八月九日、唐招提寺は真言宗の所轄を離れ、律宗としての独立を果たした。その独立運動

や宗学復興に奔走した人物に、北川智掾師（一八六四～一九四六、唐招提寺第八十世）がいる。あまり知られていないが、智掾師は生前、各地に残存する『述迹抄』や照遠三大部の収集・書写に努め、各種叢書への収録を推薦しており、さらには『唐招提寺湯屋坊照遠大徳年譜考』という研究ノート（唐招提寺所蔵）を作成するなど、照遠に並々ならぬ情熱を傾けていた。

寺内の記録によれば、智掾師は律宗が独立した明治三十三年、戒律典籍の収集研究や徒弟の養成を目的とした、戒学図書館の設立を発願している。この所願は、山内塔頭「戒学院」の創建をもつて果たされ、昭和六年（一九三一）には書庫と寮舎、昭和十年（一九三五）には講堂が戒学院の敷地に建立されている。

創建当時の戒学院講堂と書庫は、現在も新宝蔵東側、御廟南側の土地に残されている。この場所に戒学院を建立した理由について、智掾師は昭和九年（一九三四）十二月に奉納した「戒学院講堂棟札」の中で次のように述べている。

此の地は明治維新に官命を受け氏百に帰して茶畑と化す。之に旧塔中の徳恩院并びに湯屋坊有り。買戻せる合計一千五百余坪の中、徳恩の旧地を戒学院書庫及び講堂建立の地に充てる。其の湯屋坊の地は、律学者の寮舎建築の用地と為すなり。蓋し湯屋坊は照遠大徳の建立なり。在りて梵網經古迹述迹鈔五卷を撰出す。（中略）又た律三大部鈔、曰わく資行、曰わく警意、曰わく顕縁、都て六十五卷を撰じ、盛に律教を唱う。皆な学者の披翫する所と為るなり。後に宝性院と改称し、又円光院と改む。其の徳恩院は本より不動院と号す。恭円長老の再建なり。久住して当山に相伝する声明の中興教授と為るなり。両院の地は、斯の如き縁あるが故に、之有るに依りて戒学院と為す。（此地者明治維新受官命婦氏百化茶畑。有之旧塔中徳恩院并湯屋坊。買戻合計一千五百余坪之中、徳恩旧地充戒学院書庫及講堂建立地。其湯屋坊地、為律学者寮舎建築用地也。蓋湯屋坊者照遠大徳建立。在撰出梵網經古迹述迹鈔五卷。（中略）又撰律三大部鈔、曰資行、曰警意、曰顕縁、都六十五卷、盛唱律教。皆為学者所披翫也。後改称宝性院、又改円光院。其徳恩院者本号不動。院恭円長老再建。久住為当山相伝声明中興教授也。両院地者、如斯縁故、有之依為戒学院。）

すなわち、「寺社領上知令」によって失われた唐招提寺旧地を買い戻した際、その中に、唐招提寺の学僧として著名

な照遠や、唐招提寺の伝統声明を中興させたことで知られる泰円随応（一六六八～一七三八）に由縁ある旧跡が含まれていた。両師の業績にあやかり、その土地に戒学院を創建したというのである。

前述したように、智叡師は照遠に傾倒していたことから、おそらく、照遠の活躍した土地に戒学院の創建されたことは単なる偶然ではない。周知の通り、唐招提寺は天平宝字三年（七五九）の創建以来、『梵網経』と道宣三大部を所依としており、その伝統義を記した注釈書としては、南北朝時代に著された『述迹抄』と照遠三大部のみが、唯一まとまった形で今日に伝わっている。これらを勘案するに、智叡師が戒学院の創建場所に照遠所縁の土地を選んだ背景には、照遠とその著作を宗学復興の柱とする意図があったように思われる。

その後、戒学院は昭和十六年（一九四二）十一月に「財団法人律宗戒学院」の所轄となり、平成二十六年（二〇一四）四月には、平成二十年（二〇〇八）十二月の新公益法人制度移行に伴い、「一般財団法人律宗戒学院」と名称を改めている。すなわち、照遠は南北朝時代の唐招提寺教学を支えた学僧であると同時に、今日の一般財団法人律宗戒学院設立にも関わる重要な人物なのである。

注

- (1) 『大日本仏教全書』巻一〇五・二七頁・上段。
- (2) 同前、四一頁・下段。
- (3) 『増補改訂日本大蔵経』には「謂」とあるが、ここでは京都大学附属図書館本の「講」を採用した。
- (4) 『増補改訂日本大蔵経』巻三九・二二八頁・上段。
- (5) 同前、二二八頁・下段。
- (6) 今日の唐招提寺に、『日本大蔵経』収録本の底本と同一内容の写本を確認することはできなかった。
- (7) 『国書総目録』巻七・四一九頁「梵網経卷下古迹記述迹鈔」（岩波書店、一九七〇年）。
- (8) 「唐招提寺甲本」は包紙に「照遠大徳直筆」とあるが、過去に唐招提寺聖教を調査した川瀬一馬氏は、「第二末」の中に慶海による天正三年（一五七五）の書写奥書があることを報告している。

- (9) 徳田明本『律宗文献目録』（百華苑、一九七四年）五〇頁。
- (10) 直筆本でありながら十冊である点に疑問が残る。補修された後、十冊に改められた可能性も十分にあるが、筆者未見のため、今回は「照遠大徳直筆」の包紙がある「唐招提寺甲本」と同一視した。
- (11) 岡見正雄校注『太平記（二）』（角川書店、一九七五年）四四九頁。
- (12) 『増補改訂日本大蔵経』巻三八・二八八頁・下段。
- (13) 前掲注（11）。
- (14) 『増補改訂日本大蔵経』巻三九・一頁・上段。
- (15) 砂川博「続・『太平記』と中世律僧」（『日本文学』第三七巻・第一〇号、一九八八年）。
- (16) 『増補改訂日本大蔵経』巻三八・二二一頁・上段。
- (17) 大谷由香「散逸文献」凝然撰『梵網上巻古迹修法章』本文の抽出復元（『印度学仏教学研究』第五七巻・第二号、二〇〇九年）。
- (18) 伊吹敦氏は、散逸文献である道璿『集註梵網経』の復元に際して、これを引用する『述迹抄』に着目している。伊吹敦「道璿撰『註菩薩戒経』佚文集成」（『東洋思想文化』第三号、二〇一六年）。
- (19) 徳田明本『律宗概論』（百華苑、一九六九年）六一六頁。
- (20) 『増補改訂日本大蔵経』巻六九・二四九頁・下段・二五〇頁・上段。
- (21) 開元『過海大師東征伝』「所将（中略）南山宣律師含注戒本一卷及疏。行事鈔五本。羯磨疏等二本。」（『増補改訂日本大蔵経』巻六九・一一頁・上段）。
- (22) 石田充之編『鎌倉仏教成立の研究——俊苾律師——』（法藏館、一九七二年）四一八頁・上段。
- (23) 奈良国立文化財研究所監修『西大寺観尊伝記集成』（大谷出版社、一九五六年）一二頁。
- (24) 『大日本仏教全書』巻一〇五・四三頁・下段。
- (25) 『西大寺観尊伝記集成』（前掲注（23））二二頁。
- (26) 同前、三二八―三二九頁。
- (27) 『宝治二年将来律三大部配分状』（以下「配分状」）では、「律三大部」が「一具七十三巻」と紹介される。しかし、道宣三大部は『行事鈔』十二巻、『戒本疏』八巻、『羯磨疏』八巻の都合二十八巻より構成されるので、そこには四十五巻の余剰が生じる。これについては、『配分状』に「行事鈔記一部三十一巻」「含注戒経疏記科一部廿一卷」「羯磨経疏記科一部廿一卷」等と記されることから、元照の著作である『資持記』十六巻と『行事鈔科』三巻、『行宗記』八巻と『戒本疏科』二巻、『済縁記』八巻と『羯磨疏科』二巻の都合三十九巻も含まれていたようである。また、残り六巻については、道宣の著作である『四分律比丘含注戒本』三巻、

- 『四分律刪補隨機羯磨』三卷であることが予想される。すなわち、叡尊は『感身学正記』や『配分状』において、道宣三大部や元照三大部を含めた十一種七十三巻を「律三大部」と総称しているのである。
- (28) 徳田明本『唐招提寺』（一九七三年、学生社）二二〇頁。
- (29) 『律宗概論』（前掲注（19））六一六～六一七頁。
- (30) 石井行雄「顕縁抄所引字書逸文類聚」（『語学文学』第三七巻、一九九九年）。
- (31) 『律宗文献目録』（前掲注（9））三六頁・下段。
- (32) 同前。
- (33) 廣上塔貫『草山元政 省我律師伝』（大慈林僧伽、一九九三年）九八～九九頁。
- (34) 橋本凝胤解説「洛縁記顕縁抄」『仏書解説大辞典 第四巻』（大東出版社、一九三三年）四〇頁。
- (35) 『律宗文献目録』（前掲注（9））二六～二七頁。
- (36) 稻城信子『日本における戒律伝播の研究』（平成十三～十五年度科学研究補助金〔基盤研究（C）（2）〕研究成果報告書、二〇〇四年）一一八～一九頁。
- (37) 『律宗文献目録』（前掲注（9））三二頁・下段～三三頁・上段。
- (38) 同前、三三頁・上段。
- (39) 橋本凝胤解説「四分律含注戒本疏行宗記警意抄」『仏書解説大辞典 第四巻』（大東出版社、一九三三年）二二二頁。
- (40) 『律宗文献目録』（前掲注（9））三二頁・下段～三三頁・上段。
- (41) 『日本における戒律伝播の研究』（前掲注（36））九五頁。
- (42) 同前、八九～九〇頁。
- (43) 『草山元政 省我律師伝』（前掲注（33））一〇一～一〇二頁。
- (44) 『大正新脩大藏經』卷六二・八六〇頁・上段。
- (45) 橋本凝胤師（前掲注（34））が、東大寺本を四十一冊と報告することから、再発見が期待される。
- (46) 橋本凝胤師（前掲注（39））が、卷三下第二に相当すると思しき「三下第三」の存在を報告することから、再発見が期待される。
- (47) 『終南山金玉集』は外題であり、首題には『終南山金玉抄』とあるが、発見者の徳田明本師に倣い、本稿では『終南山金玉集』と呼称する。
- (48) 『律宗文献目録』（前掲注（9））七〇頁。
- (49) 楠淳證他「共同研究『成唯識論同学鈔』の研究（3）」（『仏教文化研究所紀要』第三九集、二〇〇〇年）。

- (50) 『律宗概論』(前掲注(19)) 六二三頁。
- (51) 同前、六一五頁。
- (52) 『増補改訂日本大藏經』卷三九・一六二頁・上段。
- (53) 東大寺教学部編『東大寺円照上人行状』(東大寺図書館、一九七七年) 一三頁・上段。
- (54) 唐招提寺が所蔵する幸守(生没年未詳)『行基菩薩像』(竹林寺旧蔵)の紙背にも、「文永八年四月。勸進(比丘心恵、比丘照遠)」と、唯一房照遠の消息を確認することができる。(奈良六大寺大観刊行会編『奈良六大寺大観 第十二卷 唐招提寺 一』八五頁)。
- (55) 『東大寺円照上人行状』(前掲注(53)) 一五頁。
- (56) 『大日本仏教全書』卷一〇五・二八四頁・上段。
- (57) これまで義澄の生没年が明らかにされたことはなく、『招提千歳伝』を脱稿した元禄十四年(一七〇一)のみが、その活動年として周知されてきた。しかし、義澄は自身の師匠である長伝清算(義海、一六二六―一六八四、唐招提寺第六十二世)伝の論賛において、「賛曰。予九齡時遊満能室。(中略)其秋七月六日。師随剃髮。不料、其年冬師已示滅。」と、自身が九歳の時に出家し、同年の冬に清算が遷化したことを伝えている。同伝には、「貞享元年十月十四日戌刻於能満院化。世寿五十有九」と、清算が貞享元年(一六八四)に五十九歳で遷化したとあるので、これにより、義澄の生年が延宝四年(一六七六)であることを確定できる。また、元鏡(？―一七八七)は『千歳伝統録』の義澄伝において、「於江府逝去。臨末之砌、自誓受之成作法。在世三十六。」と、義澄が三十六歳で遷化したことを伝えている。これらを勘案すれば、義澄の没年は宝永八年(一七一二)あるいは正徳元年(一七一二)ということになる。
- (58) 『大日本仏教全書』卷一〇五・三六〇頁・上―下段。
- (59) 『大日本仏教全書』卷一〇六・三二二頁・上―下段。
- (60) 恵谷隆戒「述迹抄」『増補改訂日本大藏經 第七十九卷 解題二』(財団法人鈴木学術財団、一九七七年)、櫻井秀雄他「述迹鈔」『大正新脩大藏經索引 続律疏部』(大正新脩大藏經刊行会、一九八六年)。
- (61) 『続々群書類従』第二一・三九八頁・下段。
- (62) 底本の唐招提寺所蔵本を確認したところ、朱字で「字宗円」と書き込まれていた。
- (63) 恵谷隆戒氏(前掲注(60))は「生年は正安三年(一三〇一)とも嘉元二年(一二三〇四)とも言われているが確定的ではない。」と言及しているが、照遠の生年が一三〇二年であることは、『述迹抄』巻五と『資行抄』巻中一第三を除く全ての奥書から同様に導き出すことができるので、これを照遠の生年と見てまず間違いはない。

(64) 『増補改訂日本大藏經』卷三八・二二二頁・上段。

(65) 同前、二二八頁・下段。

(66) 『増補改訂日本大藏經』卷三九・一頁・上段。

(67) 同前、八八頁・上段。

(68) 同前、一六二頁・下段。

(69) 各唐招提寺本の書写奥書によれば、智架師は、明治三十八年（一九〇五）までに和田智満師（一八三六―一九一〇、随心院第二十八世）所持の『資行抄』巻上と西明寺平等心王院所蔵の『資行抄』巻中・下を書写しており、翌年の明治三十九年（一九〇六）までには西明寺平等心王院所蔵の『警意抄』を書写している。

(70) 『律宗概論』（前掲注（19））六四四頁。

(71) 【戒学院講堂棟札・表面】

一切日皆善 一切宿皆賢 諸仏皆威徳 願主唐招提寺長老京都壬生寺兼任持智衆／

（梵）奉造立戒学院講堂一字（此建坪四十三坪昭和九年十二月一日）上棟為興隆仏教律学不退法輪常転如意所祈也／

羅漢皆斷漏 以斯誠実言 願我常吉祥 幹縁（蔵松院住持行戒応量坊住持融海）工事主任（大工棟梁中川政次

手伝大杉岩太郎）／

【戒学院講堂棟札・裏面上部】

火災銷除（梵）（梵）（梵）（梵）／

（梵）已 （梵）（梵）（梵）（梵）／

福寿増長（梵）（梵）（梵）（梵）／

【戒学院講堂棟札・裏面下部】

夫戒学院者為本宗毘尼苑復興紀念人法興隆投自分所有之圖書并私財誓所建立也此地者／

明治維新受官命婦氏百化茶畑有之旧塔中德恩院并湯屋坊買戻合計一千五百余坪之中德恩旧地充戒学院書庫／

及講堂建立地其湯屋坊地为律学者寮舍建築用地也蓋湯屋坊者照遠大德建立撰出梵網經古迹迹鈔五卷南朝／

奉始皇帝对楠氏及和田氏等山内余籠諸士説経意授戒為戦死者追福供養奉行矣又撰律三大部鈔曰資行曰警意曰顯縁／

都六十五卷盛唱律教皆為学者所披翫也後改称宝性院又改円光院其德恩院者本号不動院恭円長老再建久住為当山相伝声／

明中興教授也両院地者如斯縁故有之依為戒学院末代比丘四人合乃維持為永式焉 智架識／

【照遠略年表】

32				31								27	25	24	21			1	年齢		
一一三三三				一一三三二								一一三二八	一一三二六	一一三二五	一一三二二			一一三〇二	西暦		
正慶二				正慶元								元徳四		嘉暦三	嘉暦元	正中二	元亨二			乾元元 正安四	元号
3・1	2・29	2・13	2・6	12・23	12・18	10・27	10・25	10・18	10・4	2・5	2・5	6・3	11・8							月日	
	32	32								31	31			22		20				俗	
	11	11								10	10									通	
	8	8								7	7									別	
	招提寺尊舜坊東面	招提寺尊舜坊東面			招提寺尊舜坊東面寮			招提寺		渡部郷王子谷	渡部郷王子谷	南都唐招提寺	勢州大福寺		招提寺					所在	
	小比丘宗円	通州 ^{別カ} 二受比丘照遠																		記名	
『述迹抄』卷五を起稿	『述迹抄』卷四を脱稿	『述迹抄』卷三を脱稿	『述迹抄』卷四を起稿	『述迹抄』卷三を起稿	『述迹抄』卷二を脱稿	『述迹抄』卷二を起稿	『述迹抄』卷一を脱稿	『述迹抄』五卷を脱稿	『述迹抄』卷一を起稿	『金玉集』卷四を脱稿	『金玉集』卷二を脱稿	覚恵の講会に参加	覚也の講会に参加	別受法により受戒	通受法により受戒			生誕		事象	
『述迹抄』卷五	『述迹抄』卷四、同奥書	『述迹抄』卷三、同奥書	『述迹抄』卷四	『述迹抄』卷三	『述迹抄』卷二、同奥書	『述迹抄』卷二	『述迹抄』卷一	『千歳伝』	『述迹抄』卷一	『金玉集』卷四奥書	『金玉集』卷二奥書	『述迹抄』卷五奥書	『述迹抄』卷五奥書	『千歳伝』	『本朝伝』	『千歳伝』	『僧宝伝』			典拠	

44				43			42	41			40		39			38			
一三四五				一三四四			一三四三	一三四二			一三四一		一三四〇			一三三九			
貞和元		康永四		康永三			康永二	康永元	暦応五	暦応四		暦応三	暦応二						
12・16	11・21	3・6	2・10	11・17	9・11	8・29	12・2	9・8	8・22	1・21	10・25	1・26	8・15	4・12	2・16	10・22	10・4	8・	3・22
44	44	44	44	43	43	43	42		41	41	40	40	39	39	39	38	38		33
24	24	22	23	23	23	23	22		21	20	20	19	19	18	18	18	18		11
22	22	21	21	22	21	21		19	18	18	17	17	16	16	16	16	16		8
大和州山野辺群牟山郷薬師寺僧坊	大和洲山野辺郡牟山郷薬師寺僧坊	東山年山郷薬師寺	山辺郡牟山郷薬師寺僧坊	東山内牟山郷薬師寺末房		東山内牟山郷薬師寺末房	唐招提寺東僧坊二室	招提寺東僧坊二室	唐招提寺東二室	唐律招提寺東僧坊二室	唐招提寺湯屋坊西面	唐招提寺湯屋坊西面	招提寺湯屋坊西面	唐招提寺湯屋坊西面	唐律招提寺之湯屋坊西面	唐招提寺湯屋坊西面		招提寺	
遍学行沙門照遠	遍学行沙門照遠	照遠	小比丘照遠	仏子照遠	遍学行沙門照遠		遍学行沙門照遠	遍学行沙門照遠	遍学行沙門照遠	遍学行沙門照遠	遍学行沙門照遠	遍学沙門照遠	照遠	小比丘照遠	遍学沙門照遠	遍学行沙門照遠	小比丘照遠		沙門照遠
『資行抄』卷上二末を脱稿	『資行抄』卷上二本を脱稿	『資行抄』卷上一第三を脱稿	『資行抄』卷上一第二を脱稿	『資行抄』卷上一第一を脱稿	『警意抄』卷四上第三を脱稿	『警意抄』卷四上第二を脱稿	『警意抄』卷三上第三を脱稿	『警意抄』卷一下第二を脱稿	『警意抄』卷一下第一を脱稿	『警意抄』卷一上第三を脱稿	『頭縁抄』卷四下末を脱稿	『頭縁抄』卷三下第二を脱稿	『頭縁抄』卷二下第一を脱稿	『頭縁抄』卷二上本を脱稿	『頭縁抄』卷一下第二を脱稿	『頭縁抄』卷一上第二を脱稿	『頭縁抄』卷一上第一を脱稿	『述迹抄』卷五を脱稿	
『資行抄』卷上二末奥書	『資行抄』卷上二本奥書	『資行抄』卷上一第三奥書	『資行抄』卷上一第二奥書	『資行抄』卷上一第一奥書	『警意抄』卷四上第三奥書	『警意抄』卷四上第二奥書	『警意抄』卷三上第三奥書	『警意抄』卷一下第二奥書	『警意抄』卷一下第一奥書	『警意抄』卷一上第三奥書	『頭縁抄』卷四下末奥書	『頭縁抄』卷三下第二奥書	『頭縁抄』卷二下第一奥書	『頭縁抄』卷二上本奥書	『頭縁抄』卷一下第二奥書	『頭縁抄』卷一上第二奥書	『頭縁抄』卷一上第一奥書	『資行抄』卷下四末奥書	『述迹抄』卷五、同奥書

61	60	52	48	46	45
康安年間（二三六一） （二）		一三五三	一三四九	一三四七	一三四六
		文和二	貞和五	貞和三	貞和二
		11・27	8・28	4・15	7・12 5・4
				45	45
				25	24
					22
寺	招提寺、招提律寺、招提	礼堂	招提寺弥勒院	唐律招提寺東僧坊二室	唐招提寺東二室
			遍学行沙門照遠	遍学行沙門照遠	遍学行沙門照遠
	講会を開く	問者として談義に出仕	『資行抄』卷下四末を脱稿	『資行抄』卷中一第三を脱稿	『資行抄』卷上三末を脱稿
	「本朝伝」	「業疏試用纂一上」奥書	「資行抄」卷下四末奥書	「資行抄」卷中一第三奥書	「資行抄」卷上三末奥書